

## 下水道局パワー・ハラスメントの防止等に関する要綱

平成22年 4月 1日施行

埼玉県下水道事業管理者決裁

### (目的)

**第1条** この要綱は、パワー・ハラスメントの防止及び排除並びにパワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するために必要な事項を定めることにより、職員の人格が尊重され、職員の十分な勤務能率の発揮と公務の円滑な運営を確保するとともに、働きやすい良好な勤務環境づくりを促進することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要綱において「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

### (所属長の責務)

**第3条** 所属長は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、パワー・ハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、パワー・ハラスメントが行われた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 所属長は、パワー・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他パワー・ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

### (職員の責務)

**第4条** 職員は、パワー・ハラスメントをしてはならない。

2 職員は、次条第1項の下水道局長が定める事項を十分認識して行動するよう努めなければならない。

3 管理監督者は、パワー・ハラスメントの防止のため、良好な勤務環境を確保するよう努めるとともに、パワー・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合には、苦情相談に係る問題を解決するため、迅速か

つ適切に対処しなければならない。

#### (職員の認識すべき事項)

**第5条** 下水道局長は、パワー・ハラスメントを防止しパワー・ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項について定めるものとする。

2 所属長は、職員に対し、前項の下水道局長が定める事項の周知徹底を図らなければならない。

#### (研修等)

**第6条** 下水道局長は、パワー・ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。

2 下水道局長は、パワー・ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施するものとする。

#### (パワー・ハラスメント防止推進員の設置)

**第7条** 所属長は、職員の中からパワー・ハラスメント防止推進員（以下「パワハラ防止推進員」という。）を2名指名し、所属内におけるパワー・ハラスメント防止対策等を講じるものとする。

2 パワハラ防止推進員は、第5条第1項及び第9条第1項の下水道局長が定めるものを踏まえ、パワー・ハラスメントの防止に関する職員への意識啓発を図るとともに、苦情相談に対応するものとする。

3 所属長は、パワハラ防止推進員と連携を図りながら、第5条第1項及び第9条第1項の下水道局長が定める事項を踏まえ、所属職員へのパワー・ハラスメントの防止等に関する研修等の実施及び所属職員からの苦情相談に真摯にかつ迅速に対応するものとする。

#### (苦情相談への対応)

**第8条** 下水道局長は、苦情相談が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける窓口（以下「苦情相談窓口」という。）を設置するものとする。

2 苦情相談窓口において苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題に迅速かつ適切に対応するように努めるものとする。この場合において、相談員

は、次条第1項の下水道局長が定める苦情相談への対応に関する事項に十分留意しなければならない。

- 3 下水道局長は、下水道局に属する職員が他の任命権者に属する職員（以下「他任命権者の職員」という。）からパワー・ハラスメントを受けたとされる場合には、当該他任命権者の職員に係る他任命権者の長に対し、当該他任命権者の職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該他任命権者の職員に対する指導等の対応を行うよう求めるものとする。

#### （苦情相談に関する事項）

**第9条** 下水道局長は、相談員がパワー・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項を定めるものとする。

- 2 所属長は、相談員に対し、前項の事項の周知徹底を図らなければならない。

#### （懲戒処分等）

**第10条** 下水道事業管理者またはその命を受けたものは、職員のパワー・ハラスメントの態様が信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当すると認めるときは、その程度に応じ、当該職員に対し、懲戒処分等必要な措置を講じるものとする。

#### （その他）

**第11条** この要綱に定めるもののほか、パワー・ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、下水道局長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成22年3月30日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。